

## 結果公示の備考

1. 提出された御意見を踏まえ、用語・規定の整理など、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を実施しました。

(無線設備規則等の一部を改正する省令のうち標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 目次、第二十三条の四第 1 項 (第二号、第四号及び第六号～第十二号)、別表第二十号の三～別表第二十号の一六、別表第二十号の十八～別表第二十号の二十)

(平成 26 年総務省告示第 233 号の一部を改正する告示 制定文)
2. 用語・規定の整理、条項の移動など、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を実施しました。

(無線設備規則等の一部を改正する省令のうち無線設備規則 目次、第三十七条の二十七の十第 1 項～第 2 項、別表第一号、別表第二号、別図第四号の八の八)

(無線設備規則等の一部を改正する省令のうち標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 制定文、目次、第二条第 1 項第三十七号、第二十三条の三、第二十三条の八第 1 項、第二十三条の二十一、第二十三条の二十五、第二十三条の二十六第 1 項、第二十三条の二十八第 4 項、第二十三条の二十九 (第 2 項及び第 3 項)、第二十四条、別表第五号、別表第七号、別表第十号、別表第十一号、別表第十三号、別表第二十号の三～別表第二十号の一六、別表第二十号の十八～別表第二十号の二十、別表第二十二号)

(平成 26 年総務省告示第 233 号の一部を改正する告示 制定文、第 1 項、第 1 項第一号、別表第二十一号、別表第二十七号、別表第三十号)

(平成 26 年総務省告示第 234 号の一部を改正する告示 制定文、別表第二号の二、別表第五号の二)

(平成 26 年総務省告示第 235 号の一部を改正する告示 制定文、第 2 の 2 項第一号、別表第三号の二、別表第三号の三、別表第三号の四、別表第三号の五)

(平成 23 年総務省告示第 303 号の一部を改正する告示 制定文、別表第二号)

(平成 23 年総務省告示第 304 号の一部を改正する告示 制定文、別表第一号の二、別表第一号の三)

(新規告示 制定文、別表第 1 号、別表第 2 号、別表第 3 号、別表第 4 号、別表第 5 号)
3. 無線設備規則等の一部を改正する省令のうち特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和 56 年郵政省令第 37 号) においては、今般の無線設備規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号) の一部改正に伴い、引用している当該規則の項の繰上げが発生するもので、形式的な変更であることから、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号の規定に該当するため、意見公募手続は行わず、併せて結果の公示を行うものです。
4. 省令名について、本意見募集の開始時点では、「無線設備規則及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案」となっておりましたが、上記 3. を踏まえて、「無線設備規則等の一部を改正する省令」に変更いたしました。